

常時公募物件の売却申請から所有権移転までの流れ

1 売却申請書及び見積書の提出

(1) 受付時間

受付時間は、午前9時30分から午後5時までの間で、先着順で売却します。(閉庁日(土曜、日曜、祝日及び年末年始等を除く。))

午前9時30分の時点で、同一物件に複数の売却申請がある場合は、見積合わせを行い、見積金額の高い者を落札候補者(契約予定者)と決定します。

(2) 提出場所

売却申請書等の提出は、広島市財政局管財課です。

広島市財政局管財課(広島市役所本庁舎9階) 電話:082-504-2080

(3) 提出書類

ア 市有地売却申請書

イ 見積書

ウ 委任状(代理人が申請・見積をする場合に提出)

エ 使用印鑑届(印鑑登録済みの印鑑(実印)以外の別の印を、申請書・見積書に押印される場合に提出)

(4) 見積回数

1回

(5) 開札

ア 売却申請者が1名の場合

見積書提出時に開札し、最低売却価格(予定価格)以上で、落札候補者(契約予定者)と決定します。

イ 売却申請者が複数の場合

見積合わせを行い、最低売却価格(予定価格)以上で、最高の価格で見積った者を落札候補者(契約予定者)と決定します。

2 資格確認申請書等の提出

(1) 書類提出期限

落札候補者(契約予定者)は、落札候補者決定日から7日を経過する日(その日が、閉庁日(土曜、日曜、祝日及び年末年始等)に当たるときは、閉庁日の翌日。)までに資格確認申請書等を提出し、資格確認の審査申請をする必要があります。

(2) 提出書類

個人の場合

① 資格確認申請書

② 印鑑証明書 1通

③ 身分証明書(外国人の方は住民票(写)) 1通

④ 市税の納税証明書(滞納のない旨) 1通

(注) ②及び③は、発行後3か月以内のもの。

身分証明書は本籍地の市町村で発行されます。

連名(共有)で見積の場合は、連名者全員の書類が必要です。

法人の場合

① 資格確認申請書

② 印鑑証明書 1通

③ 法人登記簿謄本又は登記事項証明書(現在事項全部証明書) 1通

④ 役員名簿(法人登記簿謄本又は登記事項証明書に記載されている役員全員)

⑤ 市税の納税証明書（滞納のない旨） 1通

(注) ②及び③は、発行後3か月以内のもの。

連名（共有）で見積の場合は、連名者全員の書類が必要です。

(3) 提出できなかった場合

その者がした見積を無効とします。

3 資格確認・落札者の決定

(1) 資格確認

落札候補者（契約予定者）について、見積参加資格の確認を実施します。

(2) 資格確認期間

市税の納付状況や、暴力団員等でないことを確認するため、2週間程度の日数を要します。

(3) 落札者の決定

落札候補者（契約予定者）が資格を有すると認められた場合、落札者として決定します。

4 契約の締結（売買代金の支払い）

(1) 契約締結期限

落札者決定の日から5日を経過する日（その日が、閉庁日（土曜、日曜、祝日及び年末年始等）に当たるときは、閉庁日の翌日。）まで。

(2) 契約保証金の支払い

契約締結時に、売買代金の10%以上の契約保証金の支払いが必要です。

（契約締結時に売買代金を一括で支払う場合は、契約保証金は不要です。）

(3) 売買代金（残金）支払期限

契約締結日から1か月以内の支払いが必要です。

（契約保証金は、売買代金の一部に充当します。）

※売買代金の支払期限までに売買代金を支払わない場合は、契約保証金は返還されず、広島市に帰属します。

5 所有権の移転（物件の引渡し）

(1) 所有権移転

ア 所有権の移転は、売買代金全額の支払いがあった日とし、同時に物件を、現状有姿のまま引き渡します。

イ 所有権の移転登記は、物件の引渡し後に広島市が行います。

6 見積参加資格・留意事項等

見積参加資格、見積に当たっての留意事項及び契約上の主な特約などについては、「市有地常時公募売却実施要領」をご確認ください。